

議案第40号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和8年6月5日提出

飯能市長 新井重治

記

- 1 飯能市税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

飯能市長 新井重治

記

- 1 飯能市税条例の一部を改正する条例

飯能市税条例の一部を改正する条例

飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第12条中「、第70条の5第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第70条の5第1項の申告書、」を削る。

第26条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第69条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第69条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第69条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第69条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第70条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第70条の2から第70条の7までを削る。

第71条（見出しを含む。）、第72条（見出しを含む。）及び第73条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第75条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第76条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第77条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条の2第2項中「第69条第3項ただし書」を「第69条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第3条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第3条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第3条の3の2第1項」を「附則第3条の3第1項」に改め、同条を附則第3条の3とする。

附則第4条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第3条の3の2第1項」を削る。

附則第6条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第16項中「法第15条第25項第3

号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とする。

附則第6条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平

成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第11条の3から第11条の7までを削る。

附則第12条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第12条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第12条の3第3項第2号、第12条の4第3項第2号及び第13条第3項第2号中「、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項」を「及び附則第3条の3第1項」に改める。

附則第13条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第14条第5項第2号、第14条の2第2項第2号及び第14条の4第2項第2号中「、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項」を「及び附則第3条の3第1項」に改める。

附則第14条の4の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第14条の5第2項第2号及び第5項第2号中「、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項」を「及び第3条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の飯能市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(飯能市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 飯能市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

飯能市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5(第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の6の4第1項(第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の7第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第36条の7、第53条、第72条第2項、第85条第1項若しくは第2項、第89条第2項、第92条、第131条第1項又は第137条第3項に規定す</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5(第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の6の4第1項(第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の7第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第36条の7、<u>第53条、第70条の5第1項</u>、第72条第2項、第85条第1項若しくは第2項、第89条第2項、第92条、第131条第1項又は第137</p>

る納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 省略

(2) 第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間

(3) 第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1箇月を経過する日までの期間

(4)～(6) 省略

条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 省略

(2) 第70条の5第1項の申告書、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間

(3) 第70条の5第1項の申告書、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1箇月を経過する日までの期間

(4)～(6) 省略

(所得割の課税標準)

第26条 省略

2 省略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第27条の9において「特定配当等」という。）
（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 省略

(軽自動車税の納税義務者等)

第69条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。
ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみなす課税)

第69条の2 軽自動車等の売買契約に

(所得割の課税標準)

第26条 省略

2 省略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第27条の9において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 省略

(軽自動車税の納税義務者等)

第69条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第69条の2 軽自動車等の売買契約に

において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自

(軽自動車税の課税免除)
第70条 次の各号に掲げる軽自動車等
に対しては、軽自動車税を課さない。
(1)～(2) 省略

動車を法の施行地内に持ち込んで運行
の用に供した場合には、当該3輪以上
の軽自動車を運行の用に供する者を3
輪以上の軽自動車の取得者とみなし
て、環境性能割を課する。

(種別割の課税免除)

第70条 次の各号に掲げる軽自動車等
に対しては、種別割を課さない。
(1)～(2) 省略

(環境性能割の課税標準)

第70条の2 環境性能割の課税標準
は、3輪以上の軽自動車の取得のため
に通常要する価額として施行規則
第15条の10に定めるところにより
算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第70条の3 次の各号に掲げる3輪以上
の軽自動車に対して課する環境性能
割の税率は、当該各号に定める率とす
る。

(1) 法第451条第1項（同条第4項
又は第5項において準用する場合
を含む。）の規定の適用を受ける
もの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項
又は第5項において準用する場合
を含む。）の規定の適用を受ける
もの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用
を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第70条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第70条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第70条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内と

	<p>する。</p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p>第70条の7 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第78条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p>
<p>(<u>軽自動車税の税率</u>)</p> <p>第71条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(<u>軽自動車税の賦課期日及び納期</u>)</p>	<p>(<u>種別割の税率</u>)</p> <p>第71条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(<u>種別割の賦課期日及び納期</u>)</p>
<p>第72条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p>	<p>第72条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p>
<p>(<u>軽自動車税の徴収の方法</u>)</p> <p>第73条の2 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>軽自動車税に関する申告又は報告の義務</u>)</p>	<p>(<u>種別割の徴収の方法</u>)</p> <p>第73条の2 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(<u>種別割に関する申告又は報告の義務</u>)</p>
<p>第75条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。)は、軽自動車等の所</p>	<p>第75条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。)は、軽自動車等の所有</p>

所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければなら

所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければ

<p>ない。</p> <p>4 省略 (<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第76条 省略</p> <p>2～3 省略 (<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第77条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第78条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期</p>	<p>ならない。</p> <p>4 省略 (<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第76条 省略</p> <p>2～3 省略 (<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第77条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第78条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限ま</p>
---	---

限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同

で市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同

じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

3 省略

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第78条の2 省略

2 法第445条若しくは第69条の3又は第69条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の

示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

3 省略

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第78条の2 省略

2 法第445条若しくは第69条の3又は第69条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受

交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第69条の3又は第69条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 省略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないことになったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることになったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8～9 省略

附 則

けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第69条の3又は第69条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 省略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないことになったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることになったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8～9 省略

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規

定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の8及び第27条の9第1項の規定の適用については、第27条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第3条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第3条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税

額控除)

第3条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の8及び第27条の9第1項の規定の適用については、第27条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第3条の3第1項」と、第27条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第3条の3第1項」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第4条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後にお

第3条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の8及び第27条の9第1項の規定の適用については、第27条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第3条の3の2第1項」と、第27条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第3条の3の2第1項」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後にお

いて市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第27条の3まで、第27条の6から第27条の8まで、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第27条の3まで、第27条の6から第27条の8まで、附則第3条第1項、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

2 省略	2 省略
3 法附則第15条第13項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。	3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。
4 法附則第15条第20項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
5 法附則第15条第21項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
6 法附則第15条第21項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	6 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
7 法附則第15条第21項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	7 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
8 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	8 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
9 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	9 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定す	11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定す

る条例で定める割合は、3分の2とする。	る条例で定める割合は、3分の2とする。
1 2 <u>法附則第15条第24項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	1 2 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
1 3 <u>法附則第15条第24項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	1 3 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
1 4 <u>法附則第15条第24項第2号</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。	1 4 <u>法附則第15条第25項第2号</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。
1 5 <u>法附則第15条第24項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	1 5 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
1 6 <u>法附則第15条第24項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	1 6 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
1 7 <u>法附則第15条第24項第4号</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	1 7 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
	1 8 <u>法附則第15条第25項第4号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
	1 9 <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u> に規定する設備について同号に規定す

	る条例で定める割合は、2分の1とする。
	20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
18 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	21 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
19 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	22 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
20 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	23 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
21 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	24 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
22 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	25 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
23 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	26 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
24 省略	27 省略
25 省略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	28 省略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第6条の3 省略	第6条の3 省略
2～6 省略	2～6 省略

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 省略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 省略

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 省略

11 省略

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これ

(1)～(3) 省略

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 省略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 省略

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 省略

11 省略

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これ

らの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 省略

13～14 省略

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項

らの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 省略

13～14 省略

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同

に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 省略

項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 省略

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第11条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車

税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第11条の5の規定により読み替えられた第70条の5第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交

通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第11条の4 市長は、当分の間、第70条の7の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第11条の5 第70条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第11条の6 市は、県が軽自動車税の

環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第70条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第70条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第71条の規定の適用につ

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、

いては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号

ア) a 中「6, 900円」とあるのは「3, 500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア) 中「3, 900円」とあるのは「3, 000円」と、同号ア) a 中「6, 900円」とあるのは「5, 200円」とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車がかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車がかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第72条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第72条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納

において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第75条及び第76条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第12条の3 省略

2 省略

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

- (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第27条

期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第75条及び第76条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第12条の3 省略

2 省略

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

- (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定

の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の4 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27

の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の4 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第

条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

4 省略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3

27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

4 省略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第3

条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区

条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわ

分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条 省略

2～4 省略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第3

応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条 省略

2～4 省略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第3

条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の2 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前

条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の2 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」

段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の4 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民

と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の4 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所

税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の4の2 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とす

得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の4の2 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第1

る。

(3)～(5) 省略

3～4 省略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の5 省略

項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

3～4 省略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の5 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

3～4 省略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項の規定の適用については、第27条

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

3～4 省略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適

の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項及び第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

6 省略

用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 省略

6 省略

飯能市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前				
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る飯能市税条例第71条及び附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="272 1039 783 1079"> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	省略		<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る飯能市税条例第71条及び附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="841 1039 1351 1079"> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	省略	
省略					
省略					

13 第七項から第九項までの規定は、第十項本文の規定による指定市算定額の交付及び同項ただし書の規定による指定市超過交付額の返還について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	旧令	旧令第四十二条の十第三項において準用する旧令
	算定額	第十項に規定する指定市算定額(次項及び第九項において「指定市算定額」という。)
第八項	第五項本文	第十項本文
	都道府県が各市町村に交付すべき額を計算する場合は第六項第一号の規定を適用して各市町村が都道府県に返還すべき額	指定市算定額
第九項	第五項本文	次項本文
	各市町村に交付すべき額	同項に規定する指定市(以下この項において「指定市」という。)に指定市算定額
第六項第一号	各市町村に返還すべき額	第十一項第一号
	指定市に次項ただし書に規定する指定市超過交付額	指定市算定額

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部を改正する。)

第六条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第百三十三号)附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令(平成二十年政令第百五十四号)の一部を次のように改正する。

(地方税法施行令の適用の特例)

第九条 法第二十一条の規定により地方団体の徴収金とみなされた地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金についての地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第五十七条の五の二第四項の規定の適用については、同項第六号中「事業税」とあるのは、「事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税」とする。(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正)

第七条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令(平成二十一年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(収納の特例)

第九条 法第二十条第二項の規定により地方団体の徴収金とみなされた特別法人事業税に係る徴収金についての地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第五十七条の五の二第四項の規定の適用については、同項第六号中「事業税」とあるのは、「事業税及び特別法人事業税」とする。

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の一部改正)

第八条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令(令和四年政令第二百号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

- 3 市町村長は、森林環境税の納税義務者について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害により第五条各号のいずれかに該当する者となったことが、次に掲げる事務の処理その他により把握した状況から明らかであることと認める場合には、第一項の規定にかかわらず、職権により森林環境税を免除することができる。

一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第九十条の二第一項の規定による同項に規定する罹災証明書(第五条第三号及び第四号において「罹災証明書」という。)の交付

二 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第三条第一項の規定による災害弔慰金の支給

第四条第一項中「前条第一項の申請書の提出があった日(市町村長が必要であると認める場合には、免除を受けようとする事由が発生した日。次項において同じ。)」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 前条第一項の申請書の提出があった場合、当該申請書の提出があった日(市町村長が必要であると認める場合には、免除に係る事由が発生した日)
 - 二 前条第三項の規定により市町村長の職権により免除される場合、当該免除に係る事由が発生した日
- 第四条第二項中「前条第一項の申請書の提出があった日」を「同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」に改める。
- 第五条第三号中「災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第九十条の二第一項に規定する罹災証明書(同号において「罹災証明書」という。)」を「罹災証明書」に改める。

附則 (施行期日)

第一条 この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法施行令第七条の二の二第二項及び第七条の十二第一項の改正規定、同令第八条の二の三を改め、同条を同令第八条の二の四とする改正規定、同令第八条の二の二の次に一条を加える改正規定、同令第二十条の二の十三、第二十一条の二の二、第四十六条の二の二第二項及び第四十八条の六第一項の改正規定、同令第四十八条の九の八を削る改正規定、同令第四十八条の九の七の三を改め、同条を同令第四十八条の九の八とする改正規定、同令第四十八条の九の七の二の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第十八条の六の二及び第十八条の六の三の改正規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第五条の規定、令和九年一月一日
- 二 第一条中地方税法施行令第八条の六第一項及び第二項第一号、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十並びに第八条の二十二並びに附則第四条第二項及び第四条の二第二項の改正規定、同令附則第十七条の二第四項の改正規定(第二十条の二第二十六項)を「第二十条の二第二十四項」に改める部分を除く。並びに同令附則第十七条の二の二第一項及び第二十七条の三第五項の改正規定、令和十年一月一日
- 三 第一条中地方税法施行令第五十七條の五の二の改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条の規定、令和十年四月一日
- 四 第四条の規定、令和十一年四月一日
- 五 第二条の規定、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第二十号)の施行の日

条第三十三項に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に、又は農事組合法人」を「農事組合法人」に改め、「限る。」の下に「その他総務省令で定める法人」を加え、同項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項第一号中「次号から」を「同号から」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に、「第四十九項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十八項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に、「同条第四十三項」を「同条第四十二項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十二項中「この項及び第十二項」を「この条」に改め、同項第八号中「五十平方メートル」を「四十平方メートル」に改め、「部分」の下に「サービスタ付き高齢者向け住宅」を加え、「四十平方メートル」(サービスタ付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル)以上二百八十平方メートルを「三十平方メートル」とし、当該独立的に区画された家屋の一部分が特定都市再生緊急整備地域(特別区の区域内にあるものに限る。)の区域内にあるものとする。)の区域内にあり、かつ、貸家の用以外の用に供されるものである場合には、五十平方メートルとする。)以上二百四十平方メートルに改め、同項第九号中「五十平方メートル」を「四十平方メートル」に改め、「当該専有部分」の下に「サービスタ付き高齢者向け住宅である」を加え、「四十平方メートル」(サービスタ付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル)以上二百八十平方メートルを「三十平方メートル」とし、当該専有部分が特定都市再生緊急整備地域(特別区の区域内にあるものに限る。)の区域内にあり、かつ、貸家の用以外の用に供されるものである場合には、五十平方メートルとする。)の区域内にあり、かつ、貸家の用以外の用に供されるものである場合には、五十平方メートルとする。)以上二百四十平方メートルに改め、同項第十号中「以下この項」を「次号」に改め、同条第三項中「第二項」を「第二項並びに」に改め、「並びに第十五条の八第四項第一号」及び「住宅」を削り、「要件に該当するもの」を「住宅」に改め、同項第一号中「五十平方メートル以上二百八十平方メートル」を「四十平方メートル」(当該住宅が特定都市再生緊急整備地域(特別区の区域内にあるものに限る。)の区域内にある場合には、五十平方メートル)以上二百四十平方メートルに改め、「であること」を削り、同項第二号中「一部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分。以下この項において「特定専有部分」という。のいずれかの床面積が五十平方メートル(当該特定専有部分が貸家の用に供されるものである場合には、四十平方メートル)以上二百八十平方メートル以下である」に改め、同条第五十二項を第五十三項とし、第四十五項から第五十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十四項中「第二十七項各号」を「第二十八項各号」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十三項を第四十四項とし、同条第四十二項を第四十三項とし、同条第四十項を第四十一項とし、第三十九項を第四十項とし、同条第三十八項中「要件に該当するもの」を「認定長期優良住宅」に改め、同項第一号中「が五十平方メートル以上二百八十平方メートル」を「共同住宅等にあつては、人の居住の用に供するために独

立的に区画された一の部分のいずれかの床面積が四十平方メートル以上二百四十平方メートル」に改め、「共同住宅等にあつては、基準住居部分を有する住宅」であること」を削り、同項第二号中「居住用専有部分に係る基準部分を有する」を「特定居住用専有部分のいずれかの床面積が四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下である」に改め、「であること」を削り、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項を第三十八項とし、第三十六項を第三十七項とし、第三十五項を第三十六項とし、同条第三十三項を第三十四項とし、第三十二項を第三十三項とし、第三十一項を第三十二項とし、同条第三十項中「第二十二項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項を第三十項とし、第二十八項を第二十九項とし、同条第二十七項第一号中「五十平方メートル以上二百八十平方メートル」を「四十平方メートル以上二百四十平方メートル」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項第一号中「第四十六項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項を第二十五項とし、第二十三項を第二十四項とし、同条第二十二項第一号中「五十平方メートル以上二百八十平方メートル」を「四十平方メートル以上二百四十平方メートル」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を第二十二項とし、第十八項から第二十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十七項各号を次のように改める。

- 一 区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅 次に掲げる特定特例適用住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める部分
 - イ 共同住宅等である特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅 人の居住の用に供する部分(別荘の用に供する部分を除く。)
 - ロ 共同住宅等である特定特例適用住宅 人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分でその床面積が四十平方メートル(当該独立的に区画された一の部分にサービスタ付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル)以上二百四十平方メートル以下であるもの(別荘の用に供する部分を除く。)
 - 二 区分所有に係る特定特例適用住宅 特定居住用専有部分でその床面積が四十平方メートル(当該特定居住用専有部分がサービスタ付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル)以上二百四十平方メートル以下であるもの(別荘の用に供する部分を除く。)
- 附則第十二条中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項の次に次の一項を加える。
- 16 法附則第十五条の八第四項第二号に規定する住宅で政令で定めるものは、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める住宅とする。
- 一 区分所有に係る住宅以外の住宅 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める住宅
 - イ 共同住宅等以外の住宅 床面積が四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下である住宅
 - ロ 共同住宅等 人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積が四十平方メートル(当該独立的に区画された一部分がサービスタ付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル)以上二百四十平方メートル以下である住宅
 - 二 区分所有に係る住宅 居住用専有部分に係る人の居住の用に供する専有部分(居住用専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分。以下この号、第十八項第二号及び第三十九項第二号において「特定居住用専有部分」という。のいずれかの床面積が四十平方メートル(当該特定居住用専有部分がサービスタ付き高齢者向け住宅である貸家の用に供されるものである場合には、三十平方メートル)以上二百四十平方メートル以下である住宅
- 附則第十二条の二を削り、附則第十二条の三を附則第十二条の二とする。

地方税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

(抜粋)

政令第八十三号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

日次中「第四十四条の十二」を「第四十四条の三」に、「第五十二条の二十三」を「第五十二条の十九」に改める。

第六条の十四第二項中、「第六百六十四条第七項（法第六百六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四百五十八条第七項（法第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

第六条の二十一第二項第一号中「の種別割」を削る。

第七条の二の二第二項中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第七条の三を次のように改める。

（法第二十三条第一項第十五号口の政令で定めるもの）

第七条の三 法第二十三条第一項第十五号口に規定する政令で定めるものは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第六十一条第一項第九号に掲げる配当等のうち同法第二百二十二条第二項の規定の適用を受けるものとする。

第七条の四の二第二項第一号中「昭和四十年法律第三十三号」を削る。

第七条の五第二項第一号中「の生徒」を「の学生又は生徒」に改める。

第七条の十三第二項中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第七条の十九第二項及び第四項中「第二百五十八条第四項第一号」を「第二百五十八条第五項第一号」に改める。

第八条の二の三中「前条の二」を「第八条の二の二」に、「第四十五条の三の三第四項」を「第四十五条の三の三第五項」に、「前条第一号」を「第八条の二の二第一号」に改め、同条を第八条の二の四とし、第八条の二の二の次に次の一条を加える。

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を要しない公的年金等の額）

第八条の二の三 法第四十五条の三の三第一項第三号に規定する政令で定める金額は、公的年金等受給者（同項に規定する公的年金等受給者をいう。以下この条において同じ。）の住所所在の市町村に係る第四十七条の三第一号の基本額として定める一定金額に、次の各号に掲げる当該公的年金等受給者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加えた金額とする。

一 六十五歳以上の公的年金等受給者 百二十万円

二 六十五歳未満の公的年金等受給者 七十万円

第八条の六第一項及び第二項第一号、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十並びに第八条の二十三中「第九項」を「第十項」に改める。

第九条の七第三項各号中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に、「同条第六項」を「同条第九項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第九条の八の五第一号中「決定」を「命令」に改め、同条第三号中「前号」を「第二号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 法第五十三条第五十六項の法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項又は第二十九条の規定により同法第三条第一項に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）

第九条の十四（見出しを含む。）中「第七十一条の二十六第一項」を「第七十一条の二十五第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（利子割の清算の時期等）

第九条の十四の二 道府県は、法第七十一条の二十五第一項の規定により利子割の清算を行う場合には、毎年度二月に、当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの間に収入した利子割額に相当する額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合に、その支出した額を控除した額。次条第一項において同じ。）に前条に規定する率を乗じて得た額を、各道府県ごとの利子割清算基準額（法第七十一条の二十五第三項に規定する各道府県ごとの利子割清算基準額をいう。）に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する金額（法第七十一条の二十五第二項の規定により他の道府県に支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額と相殺が行われた場合には、当該相殺後の金額）を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

2 前項に規定する他の道府県に係る額に相当する金額について、各年度に支払うことができなかった金額があるとき、又は各年度において支払うべき金額を超えて支払った金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その翌年度に支払うべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3 第一項の規定により他の道府県に対して支払うべき額を支払った後において、その支払った額の算定に錯誤があつたため、支払った額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度において支払うべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第一項の規定を適用して他の道府県に対し支払うべき額を計算する場合において、当該計算した金額に円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、他の道府県に対し支払うべき金額とする。

第九条の十五の見出し中「交付時期ごとの」を削り、同条第一項中「道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。）以下この条において同じ。）に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる。」を「法第七十一条の二十六第一項の規定により市町村（特別区を含む。）以下この条において同じ。」に対し交付するものとされる利子割に係る交付金については、道府県は、毎年度三月に、各市町村に対し、当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの間に収入した利子割額に相当する額に第九条の十四に規定する率を乗じて得た額に、前条第一項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の五分の三に相当する」に改め、「交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内」を削り、同項の表を削り、同条第二項中「各交付時期」を「利子割に係る交付金について、各年度」に、「当該交付時期」を「各年度」に、「次の交付時期」を「翌年度」に改め、同条第三項中「以後に到来する交付時期」を「年度又はその翌年度」に改め、同条第四項中「に規定する各交付時期」を「規定を適用して」に、「額として同項の規定を適用して」を「額を」に、「当該交付時期」を「各市町村に対し」に改める。

第九条の十九第一項の表八月の項中「前年度」を「当該年度の前年度の」に、「七月」を「当該年度の七月」に改め、「以下この表において同じ。」を削り、同表十二月の項中「八月」を「当該年度の八月」に改め、「収入額」の下に「当該期間内に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額」を加え、同表三月の項中「十二月」を「当該年度の十二月」に改め、「収入額」の下に「当該期間内に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額」を加え、同条第二項及び第四項中「に規定する各交付時期」を「の交付時期ごと」に改める。

4 令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する車両に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」とする。

5 令和五年四月一日から附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十一項に規定する農地中間管理機構が同項に規定する農地中間管理権を取得した同項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十五項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和四年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された附則第八条に掲げる規定による改正前の地方税法（次項から第十三項までにおいて「旧法」という。）附則第十五条の六第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された八号旧法附則第十五条の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された八号旧法附則第十五条の七第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された八号旧法附則第十五条の七第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた新法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「被災住宅用地（福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「被災住宅用地」とする。

16 平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた旧法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された新法附則第五十六条第十一項に規定する家屋に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋」とする。

18 平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第五十六条第十一項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 平成二十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）又は改良が行われた旧法附則第五十六条第十二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」とし、附則第十五条（第二十一項を除く。）とあるのは、「附則第十五条（第二十項を除く。）」とする。

20 前項の規定の適用がある場合における新法附則第五十六条第十五項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項」とし、「附則第五十六條第十四項」とあるのは、「附則第五十六條第十四項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第五十六條第十二項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）
第十五条 新法の規定中軽自動車税に関する部分（新法第四百六十一条の二の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
2 施行日前の三輪以上の軽自動車取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第四百五十八条第一項、第四百五十九条第一項又は附則第五十七條第三項の規定により納税義務を免除される軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る旧法第四百五十八条第六項、第四百五十九条第二項若しくは附則第五十七條第四項の規定による還付又は旧法第四百五十八条第七項（旧法第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは附則第五十七條第五項の規定による充当については、なお従前の例による。
4 令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十八條第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される令和二年度分及び令和三年度分の軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。
6 新法附則第五十八條第一項から第三項までの規定の適用については、旧自動車持出困難区域は自動車等持出困難区域と、二十八年旧法附則第五十二條第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行の日以後最初に総務大臣が同号の規定により指定して公示した旧自動車持出困難区域にあつては、平成二十三年三月三十一日）は新法附則第五十四條第一項の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日と、それぞれみなす。
（事業所税に関する経過措置）
第十六条 新法附則第三十三條第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和八年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和八年前の年分の個人の事業及び令和八年前の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。
（都市計画税に関する経過措置）
第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分（地方税法第七百二条の八第八項において準用する新法第三百七十四條の二の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
2 令和六年四月一日から附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第一項に規定する施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）
第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分（新法第三百三十二條の二の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第二百九十二條第一項（第七号及び第九号に係る部分に限る。）の規定は、令和九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百十四條の二第一項（第八号の二に係る部分に限る。）の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百十四條の七第二項に規定する指定対象期間（次項において「指定対象期間」という。）の初日が次の表の上欄に掲げる期間に属する場合における同条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「百分の六十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一号施行日から令和九年九月三十日まで	百分の五十二・五
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	百分の五十五
令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	百分の五十七・五

5 指定対象期間の初日が一号施行日から令和十一年九月三十日までの期間に属する場合における新法第三百十四條の七第二項の規定の適用については、同項第五号中「指定対象期間の初日以前四年以内」とあるのは、「令和七年十月一日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。

6 新法第三百十四條の七第五項及び第六項の規定は、都道府県等（同条第一項第一号に規定する都道府県等をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後において同条第二項に規定する基準のいづれかに適合しなくなった若しくは施行日以後において当該基準のいづれかに適合していなかったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日以後において同条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときについて適用し、都道府県等が施行日前において旧法第三百十四條の七第二項に規定する基準のいづれかに適合しなくなった若しくは施行日前において当該基準のいづれかに適合していなかったと総務大臣が認めるとき又は都道府県等が施行日前において同条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときについては、なお従前の例による。

7 施行日から一号施行日の前日までの間における新法第三百十四條の七第六項の規定の適用については、同項中「指定の取消しを受ける」とあるのは、「同項の規定による指定の取消し（以下この条において「指定の取消し」という。）を受ける」とする。

8 九年一月新法第三百十四條の七第十一項及び附則第五條の五第二項の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 新法第三百十七條の三の三第一項及び第二項の規定は、二号施行日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第一項の規定による申告書について適用し、二号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第三百十七條の三の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

10 九年一月新法附則第五條の四第五項から第八項までの規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第

十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

11 附則第一条第十七号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第五條の五第二項の規定は、十七号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、十七号施行日の属する年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

12 新法附則第三十四條の二第八項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に行う新法附則第三十四條の二第五項の土地等の譲渡について適用する。

13 新法附則第三十五條の三の六第四項から第六項まで及び附則第三十五條の三の七第七項から第十二項までの規定は、十七号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

14 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分（新法第三百三十二條の二の規定を除く。）は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

15 所得税法等改正法附則第五十四條の規定によりなお従前の例によることとされた旧租税特別措置法第四十二條の十二第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における旧法第二百九十二條第一項第四号（旧租税特別措置法第四十二條の十二の規定に係る部分に限る。）及び附則第八條第七項（同項の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

第十二條 第二條の規定による改正後の地方税法第二百九十二條第一項第四号（新租税特別措置法第四十二條の十二の七の規定に係る部分に限る。）並びに附則第八條第十四項（同項の規定に係る部分に限る。）及び第十五項（同項の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

第十三條 第三條の規定による改正後の地方税法第二百九十二條第一項第四号（新租税特別措置法第四十二條の五の規定に係る部分に限る。）並びに附則第八條第八項（同項の規定に係る部分に限る。）、第九項（同項の規定に係る部分に限る。）、第十項（同号及び地方税法第三百二十一條の八の規定に係る部分に限る。）及び第十一項（同項の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十四号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

第十四條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法第三百七十四條の二（地方税法第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百五十一條の規定は、令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和六年四月一日から附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五條第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五節 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成二十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「規定」の下に「これらの規定に係る罰則を含む。」を加える。

第二十二條第二項中「第二十四條第四項」の下に「第二十四條の二第二項」を加える。

第二十四條の次に次の一条を加える。

（滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第二十四條の二 第七條第一項の規定によりその例によることとされる地方税法第三百三十一條第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第七十二條の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十五條第一項第一号中「昭和三十四年法律第四百十七号」を削る。

第六節 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成二十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「第六百六十四條第七項（同法第六百六十五條第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

第十七條中「規定」の下に「これらの規定に係る罰則を含む。」を加える。

第二十二條第二項中「第二十六條第四項」の下に「第二十六條の二第二項」を加える。

第二十六條の次に次の一条を加える。

（滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第二十六條の二 第八條の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二條の六十八第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第七十二條の二第一項ただし書の規定の例により行う都道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十七條第一項第一号中「昭和三十四年法律第四百十七号」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第三十七條の二第二項の改正規定（同項第五号中「第五項」を「第四項」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同法第三百十四條の七第二項の改正規定（同項第五号中「第五項」を「第四項」に改める部分を除く。）、及び同条第三項の改正規定並びに附則第三条第五項及び第六項並びに第十一条第四項及び第五項の規定、令和八年十月一日

二 第一条中地方税法第二十三條第一項第六号、第七号及び第九号並びに第三十四條第一項第六号の改正規定、同法第三十七條の二第十一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第四十五條の三の二第二項第二号、第四十五條の三の三、第二百九十二條第一項第六号、第七号及び第九号並びに第三百十四條の二第二項第六号の改正規定、同法第三百十四條の七第十一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、並びに同法第三百十七條の三の二第一項第二号及び第三百十七條の三の三の改正規定並びに同法附則第三条の三第一項の改正規定（第十七号に掲げる改正規定を除く。）、同法附則第四条の五第一項の改正規定（第十六号に掲げる改正規定を除く。）、

同条第三項の改正規定、同法附則第五条の四の二第二項の改正規定（令和二十年度）を「令和二十五年度」に改める部分、「令和七年」を「令和十二年」に改める部分及び同項第一号に係る部分（「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「平成七年法律第十一号」を加える部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（令和二十年度）を「令和二十五年度」に改める部分、「令和七年」を「令和十二年」に改める部分及び同項第一号に係る部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法附則第五条の五の改正規定（第十七号に掲げる改正規定を除く。）、同法附則第三十三條の二の二第一項及び第二項の改正規定、同条を同法附則第三十三條の二の三とし、同法附則第三十三條の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五條の二の二第二項、第三十五條の二の三第二項、第二十五條の三の二及び第三十五條の三の四第三項の改正規定、同条を同法附則第二十五條の二の五とする改正規定、同法附則第二十五條の三の三を同法附則第三十五條の三の四とし、同法附則第二十五條の三の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第四十五條の三の四とし、同法附則第二十五條の三の二の項の改正規定（附則第五条の四の二第二項第一号）を「第一項第一号」に改める部分を除く。）、並びに同条第四項の表附則第五条の四の二第五項第一号の項の改正規定（附則第五条の四の二第五項第一号）を「第五項第一号」に改める部分を除く。）、並びに附則第三条第二項、第九項、第十項及び第十二項並びに第十一条第二項及び第八項から第十項までの規定、令和九年一月一日

三 第一条中地方税法第二十七條第二項の改正規定、同法第六十九條の次に一条を加える改正規定、同法第七十一條の二十の次に一条を加える改正規定、同法第七十一條の四十一の次に一条を加える改正規定、同法第七十一條の六十一の次に一条を加える改正規定、同法第七十二條の八第二項の改正規定、同法第七十二條の六十九の次に一条を加える改正規定、同法第七十三條の二十七の次に一条を加える改正規定、同法第七十四條の二十八の次に一条を加える改正規定、同法第九十五條の次に一条を加える改正規定、同法第一百四十四條の五十二の次に一条を加える改正規定、同法第七十七條の二十二を同法第六十九條とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第七十七條の二十二を同法第六十九條とする部分を除く。）、同法第二百一十條の次に一条を加える改正規定、同法第二百八十六條の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十九條第二項の改正規定、同法第三百三十二條の次に一条を加える改正規定、同法第三百五十一條の改正規定、同法第三百七十四條の次に一条を加える改正規定、同法第四百六十三條の二十八を同法第四百六十一

規定する建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。）又は同法に、「掲げる高齢者移動等円滑化法」を「規定する同法」に改め、もの（一）の下に「総務省令で定めるものを除く。」を加え、「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、「三分の一」の下に「を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」を加え、同条第二項及び第三項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条第二項（附則第十六条の二第一項中「第三百四十九条の三の二第二項各号」を「同条第二項各号」に改め、同条第七項中「一の特定被災住宅用地」を「一の第二項に規定する特定被災住宅用地」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年能登半島地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）

第十六条の三 令和六年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について第三百四十九条の二の二の規定の適用を受けたもの（第三百四十九条の三の三第一項に規定する避難の指示等の対象となつた区域のうち当該区域に係る同項に規定する避難等解除日の属する年が令和七年以後の年である区域内にある土地を除く。以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で令和五年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この項及び第三項において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（同条第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の三第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 令和五年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の三第一項」とあるのは、「附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 令和六年能登半島地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について第三百五十二條の二第一項の規定の適用を受けたもの（令和六年一月一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係るの専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。）は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部

分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4 被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について第三百五十二條の二第五項の規定の適用を受けたもの（令和六年一月一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。）に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適当であると認めるときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5 市町村長は、被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、これらの者に、当該市町村の条例で定めるところにより、その旨を申告させることができる。

6 第三百四十三條第七項に規定する仮換地等（令和五年一月二日以後に使用し、又は収益することのできるもの）に限る。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税について同条第七項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうち被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で令和五年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは、「土地以外の土地」と「附則第十六条の三第一項」とあるのは、「附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは、「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税について第三百四十三條第七項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和八年度分又は令和九年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうち被災住宅用地に相当する土地」とあるのは、「従前の土地のうち第二項に規定する特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第十六条の三第六項」とあるのは、「附則第十六条の三第七項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは、「第七項において準用する次項」と、「である同項に規定する被災住宅用地の所有者等」とあるのは、「又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と読み替えるものとする。

三 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二)を乗じて得た額

イ 特定風力発電設備で次のいずれかに該当するもの

- (1) 港湾法第三十七條第一項(第一号に係る部分に限る。)の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同号に規定する港湾区域内水域等において設置した設備
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二十二條の三第三項第一号に規定する認定地域炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備
- (3) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)第八條第三項に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備

四 特定地熱発電設備(第一号ハに掲げるものを除く。)

特定水力発電設備(第一号ロに掲げるものを除く。)

当該特定水力発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該特定水力発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、四分の三)を乗じて得た額

附則第十五条中第二十五項を第二十四項とし、第二十六項を第二十五項とし、第二十七項を第二十六項とし、同条第二十八項中「昭和二十四年法律第九十三号」を削り、令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を第二十八項とし、第三十項を第二十九項とし、同条第三十一項中「平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」に、「農業振興地域の整備に関する法律第六條第一項の規定により指定された農業振興地域」を「農業経営基盤強化促進法第十九條第一項に規定する地域計画」に改め、以下この項において同じ。及び「農地中間管理権の存続期間が十五年以上のものにあつては、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年分度二を削り、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項を第三十一項とし、第三十三項を第三十二項とし、第三十四項を第三十三項とし、同条第三十五項中「企業組合を除く。」の下に「又は農地中間管理事業の推進に関する法律第二條第四項に規定する農地中間管理機構」を加え、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十六号)の施行の日から令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を第三十七項とし、第三十九項を第三十八項とし、同条第四十項第一号中「平成十五年法律第七十七号」を削り、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項を第四十項とし、第四十二項を第四十一項とし、同条第四十三項中「第十条の五の四第四項第七号又は第四十二條の十二の五第五項第九号」を「第十条の五の四第四項第七号又は第四十二條の十二の五第四項第八号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「第二条第七号」を「第二条第八号」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項を同条第四十四項とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十二項」を「前条第十一項」に改め、同条第二項中「前条第十二項、第二十六項若しくは第四十五項」を「前条第十一項、第二十五項若しくは第四十四項」に改める。

附則第十五条の六第一項中「令和四年四月一日」を「令和十一年四月一日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「次条並びに附則第十五条の八」を「から附則第十五条の八まで」に、「住宅の新築に係る都市再生特別措置法第八十八條第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告(以下この項において「勧告」という)を受けた者が、同条第五項の

規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅(その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。))を「次に掲げる住宅(当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第一号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法第七條第一項に規定する市街化調整区域(第二号において「市街化調整区域」という。)のうち第二号イ若しくはロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。))に改め、除く。以下この条の下に「及び次条」を加え、「次条第一項」を「同条第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として政令で定める期間が五年以上であるもの)のうち政令で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。

- イ 建築基準法第三十九條第一項の災害危険区域で総務省令で定めるもの
- ロ 地すべり等防止法第三條第一項の地すべり防止区域
- ハ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の急傾斜地崩壊危険区域
- ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九條第一項の土砂災害特別警戒区域
- ホ 特定都市河川浸水被害対策法第五十六條第一項の浸水被害防止区域

二 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅(当該住宅の一部がイに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。)

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七條第一項の土砂災害警戒区域

ロ 水防法第十五條第一項第四号に規定する浸水想定区域で総務省令で定めるもの

附則第十五条の六第二項中「令和六年四月一日」を「令和十一年四月一日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の七第一項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日」を「令和十一年四月一日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「同法」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に改め、同条第二項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日」を「令和十一年四月一日」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の八第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に、「から附則第十五条の十まで」を「次条及び附則第十五条の十」に改め、同条第四項、第五項、第九項及び第十項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九の二第一項、第四項及び第五項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十一の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条第一項中「(以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。))を削り、「政令で定めるもの」を「同法第十四條第三項の条例で定める同法第二條第十八号に規定する特定建築物を含む。」に、「平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成二十四年法律第四十九号)第二條第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて」に、「高齢者移動等円滑化法第二條第一号」を「同条第一号」に、「当該施設」を「当該家屋」に「であつて、高齢者移動等円滑化法」を「であつて、当該利便性等向上改修工事に係る部分が同法第十四條第一項に

る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額を削り、同項第二号中「災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律」の下に「昭和二十二年法律第七十五号」を加え、同条第二項中「附則第五条の四の二第二項」を「附則第五条の四第一項」に改め、同条第三項中「同条第十六項」を「同条第十二項」に改め、同条第五項中「令和二十一年度」を「令和二十五年年度」に改め、平成十一年から平成十八年まで又は「を削り、令和七年」を「令和十二年」に、において、前条第六項の規定の適用を受けるときは「を」には「合計額」の下に「居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする）を加算した額」を加え、同項第一号中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで」を「第十八項まで」に改め、「平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額」を削り、同条第六項中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改め、同条第七項中「同条第十六項」を「同条第十二項」に改め、同条を附則第五条の四とする。

附則第五条の五第一項中「又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」を、「附則第三十五条の三の六第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるとき」に改め、
 ①当該金額が当該納税義務者の第二十五条及び第三十七条の規定を適用した場
 合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、三十八万六千円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該い
 ずれか低い金額とする。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場
 合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円（当該納税義務者が指定都市の区
 域内に住所を有する場合には、三十八万六千円）とのいずれか低い金額を超えるときは、当該い
 ずれか低い金額とする。

附則第五条の五第一項第五号中「又は」を、「附則第三十五条の三の六第一項又は」に改め、同
 条第二項中「又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき」を、「附則第三十五条の
 三の六第四項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるとき」に改め、
 ②当該金額が当
 該納税義務者の第三十四条の三及び第三十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分
 の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額」を削り、同項に次のた
 だし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三十四条の三及び第三十四条の六の規定
 を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と百十五万八千円（当該納税義務者が
 指定都市の区域内に住所を有する場合には、百五十四万四千円）とのいずれか低い金額を超える
 ときは、当該い
 ずれか低い金額とする。

附則第五条の五第二項第五号中「又は」を、「附則第三十五条の三の六第四項又は」に改める。
 附則第五条の六第一項中「令和二十一年度」を「令和三十年度」に改め、同条第二項中「令和二十
 一年度」を「令和三十年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の道府県民税についての第三十七条の二第一項及び第十
 二項並びに前条第一項（これらの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。
 ）。の規定の適用については、当分の間、第三十七条の二第一項第一号の表百九十五万円以下
 の金額の項中「百分の八十五」とあるのは、「百分の八十四・九五」と、同表百九十五万円を超え
 三百三十万円以下
 の金額の項中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十九・九」と、同表三百三十
 万円を超え六百九十五万円以下
 の金額の項中「百分の七十」とあるのは、「百分の六十九・八」と
 と、同表六百九十五万円を超え九百九十五万円以下
 の金額の項中「百分の六十七」とあるのは、「百分の
 六十六・七七」と、同表九百九十五万円を超え千八百九十五万円以下
 の金額の項中「百分の五十七」とあるの
 は「百分の五十六・六七」と、同表千八百九十五万円を超え四千万円以下
 の金額の項中「百分の五十一

とあるのは「百分の四十九・六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とある
 のは「百分の四十四・五五」と、前条第一項第三号中「百分の五十一」とあるのは「百分の四十九・
 六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・七」と、同項第五号中「百分
 の七十五」とあるのは「百分の七十四・八五」とする。

附則第五条の六に次の一項を加える。

4 令和三十一年度以後の各年度分の個人の市町村民税についての第三十四条の七第一項及び第
 十一項並びに前条第二項（これらの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。
 ）。の規定の適用については、当分の間、第三十四条の七第一項第一号の表百九十五万円以
 下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは、「百分の八十四・九五」と、同表百九十五万円を超
 え三百三十万円以下
 の金額の項中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十九・九」と、同表三百
 三十万円を超え六百九十五万円以下
 の金額の項中「百分の七十」とあるのは、「百分の六十九・八」と
 と、同表六百九十五万円を超え九百九十五万円以下
 の金額の項中「百分の六十七」とあるのは、「百分の
 六十六・七七」と、同表九百九十五万円を超え千八百九十五万円以下
 の金額の項中「百分の五十七」とあるの
 は「百分の五十六・六七」と、同表千八百九十五万円を超え四千万円以下
 の金額の項中「百分の五十一」とあるのは「百分の四十九・六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とある
 のは「百分の四十四・五五」と、前条第二項第三号中「百分の五十一」とあるのは「百分の四十九・
 六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・七」と、同項第五号中「百分
 の七十五」とあるのは「百分の七十四・八五」とする。

附則第六条第一項中「令和九年度」を「令和十二年度」に改め、同条第二項中「附則第五条の
 四の二第一項」を削り、同条第四項中「令和九年度」を「令和十二年度」に改め、同条第五項中「附
 則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改める。

附則第七条の二第二項及び第五項中「掲げる金額」を「附則第五条の四第五項」に改める。
 附則第七条の二に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適
 用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零
 を下回る場合には、零とする。）との合計額」を加える。

附則第七条の三第一項中「令和二十一年度」を「令和三十年度」に改め、同条第二項中「令和二十
 一年度」を「令和三十年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の道府県民税についての前条第一項及び第二項の規定の
 適用については、当分の間、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・九五分の五・〇
 五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・九分の十・一」と、「七十分の二十」とあるのは「六
 十九・八分の二十・二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・七七分の二十三・二三
 と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・六七七分の三十三・三三」とする。

附則第七条の三に次の一項を加える。

4 令和三十一年度以後の各年度分の個人の市町村民税についての前条第四項及び第五項の規定の
 適用については、当分の間、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・九五分の五・〇
 五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・九分の十・一」と、「七十分の二十」とあるのは「六
 十九・八分の二十・二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・七七分の二十三・二三
 と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・六七七分の三十三・三三」とする。

附則第八条第一項中「第四十二条の四」を「第四十二条の四」に、「第十三項並びに第十八項」
 を「並びに第十四項」に、「第七項」を「第七項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 当分の間、各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の四第七項の規定により
 控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二十九条第一項第四号の
 規定の適用については、第二十三条第一項第四号イ及び第二十九条第一項第四号イ中「第四
 十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項、第四項、第八項第六号ロ及び第七号並びに第
 十四項」と、「除く」及び「と」あるのは「除く」並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二
 十九条第一項第四号ロ中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項及び第四項」
 と、「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五並びに」とする。

第七百三十三条の二十五の次に次の一条を加える。

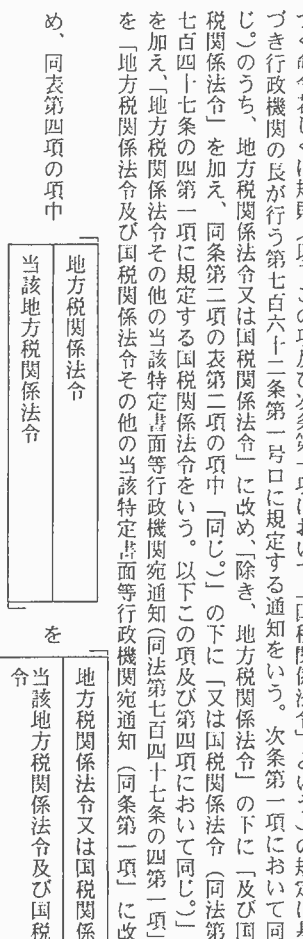
(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)
第七百三十三条の二十五の二 第七百三十三条の二十四第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

第七百三十九条の六第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前条第一項又は第二項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百四十七条の四の前の見出し中「地方税関係通知」を「地方税関係通知等」に改め、同条第一項中「行政機関の長をいう」の下に「以下この項」を加え、「のうち、地方税関係法令」を「及び国税関係通知(国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう)に関する法律又はこれに基づき行政機関の長が行う第七百六十二条第一号に規定する通知をいう。次条第一項において同じ。」のうちに、地方税関係法令又は国税関係法令」に改め、「除き、地方税関係法令」の下に「及び国税関係法令」を加え、同条第二項の表第二項の項中「同じ。」の下に「又は国税関係法令(同法第七百四十七条の四第一項に規定する国税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。)」を加え、「地方税関係法令その他の当該特定書面等行政機関宛通知(同法第七百四十七条の四第一項)を「地方税関係法令及び国税関係法令その他の当該特定書面等行政機関宛通知(同条第一項)に改め、同表第四項の項中



第七百四十七条の五第一項中「地方税関係通知」の下に「及び国税関係通知」を、「のうち地方税関係法令」の下に「又は国税関係法令」を加え、「及び相統税法第五十八条第二項の規定による」を「並びに税理士法第五十六条の規定に基づき行政機関の長が他の行政機関の長に対して行う第七百六十二条第一号に規定する」に、「地方税関係法令及び相統税法第五十八条第二項」を「地方税関係法令、国税関係法令及び同法第五十六条」に改める。

4 前項の規定により機構が特定徴収金の収納の事務の一部を特定金融機関等に委託した場合において、法人の事業税その他の政令で定める地方税(当該地方税に係る申告書の提出期限と同時に法定納期限(第十一条の四第一項に規定する法定納期限をいう。以下この項において同じ)が到来するものに限る。)に係る特定徴収金の納付又は納入の手続のうち総務省令で定めるものが法定納期限に行われたとき(その税額が総務省令で定める金額以下である場合に限る。)であつて、政

令で定める日までに特定金融機関等による納付又は納入がされたときは、その納付又は納入の日が法定納期限後である場合においても、その納付又は納入は法定納期限においてされたものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。

第七百四十八条第一項中「附則第十二条の二の七の二第五項」を「附則第十二条の二の八第五項」に改める。

附則第三条の二第二項中、「第六百六十九条第二項、第七百七十条第一項、第七百七十七条の十八第一項」を、「第六百六十五条第一項」に、「第四百六十三條第二項、第四百六十三條の二第二項、第四百六十三條の二第四第一項」を、「第四百五十七條第一項」に改める。

附則第三条の三第一項中、「第三十五條の三の二」まで、附則第三十五條の三の三第一項」を「第三十三條の二」まで、附則第三十三條の三の三から第三十五條の三の二まで、附則第三十五條の三の二第一項及び第六項、附則第三十五條の三の四第一項」に、「附則第三十五條の四」を「附則第三十五條の三の六」に改め、同条第二項第二号中、「附則第五條の四の二第一項」を削り、同項第三号及び同条第五項第二号中「附則第五條の四第六項、附則第五條の四の二第五項」を「附則第五條の四第五項」に改め、同項第三号中、「附則第五條の四の二第一項」を削る。

附則第四條第一項第一号中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改める。

附則第四條の二第二項第一号中「令和七年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改める。

附則第四條の五第一項中「から令和九年度まで」を「以後」に、「第四條第五項第三号」を「第四條第九項第三号」に、「及び同項第四号」を「同項第四号」に、「一般用医薬品」を「一般用医薬品及び同法第二条第十七項第三号に掲げる医薬品」に改め、「支払った場合」の下に「同条第一項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払った場合に限る。第三項において同じ。」を加え、「前年中」とあるのは「前年(平成二十九年から令和八年までの各年に限る。中」とを削り、「定めるもの」の下に「をいう」を加え、「特定一般用医薬品等購入費」を「特定一般用医薬品等購入費をいう。以下この号において同じ。」に、「特定一般用医薬品等購入費」を「特定一般用医薬品等購入費(同項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払ったものに限る。中)」に改め、同条第三項中「から令和九年度まで」を「以後」に改め、「前年中」とあるのは「前年(平成二十九年から令和八年までの各年に限る。中」とを削り、「定めるもの」の下に「をいう」を加え、「特定一般用医薬品等購入費」を「特定一般用医薬品等購入費をいう。以下この号において同じ。」に、「特定一般用医薬品等購入費」を「特定一般用医薬品等購入費(同項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払ったものに限る。中)」に改める。

附則第五條の四の前の見出し及び同条を削る。

附則第五條の四の二に見出しとして「個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除」を付し、同条第一項中「令和二十年度」を「令和二十五年」に、「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条及び附則第四十五条において「居住年」という)を「令和七年」を「令和十二年」に、「において、前条第一項の規定の適用を受けないときは」を「には」に改め、「合計額」の下に「居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする)を加算した額」を加え、同項第一号中「第五項まで若しくは第十項から第二十一項まで」を「第十八項まで」に改め、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「平成七年法律第十一号」を加え、「平成十九年又は平成二十年の居住年に係

三 この法律の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第二百九十四条第一項第一号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

第三百十七条の三の三第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

一 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

二 公的年金等支払者の名称

三 公的年金等受給者が、特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

四 特定配偶者の氏名

五 扶養親族又は特定親族の氏名

六 その他総務省令で定める事項

第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十二項各号及び第二十六項中「第九項」を「第十項」に改める。

第三百三十二条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第三百三十二条の二 第三百三十一条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百四十一条第四号ただし書中「の種別割」を削る。

第三百四十八条第二項第二号の五中「昭和四十三年法律第百号」を削り、同項第八号中「特別史蹟・史蹟」を「特別史蹟・史跡」に改める。

第三百五十一条本文中「が土地」の下に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては二十万円」を削り、「百五十万円」を「百八十万円」に改め、同条ただし書中「二十万円」を削り、「百五十万円」を「百八十万円」に改める。

第三百七十四条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による固定資産税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第三百七十四条の二 第三百七十三条第七項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

第四百四十二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条第五号中「軽自動車に付加して一体となつて物として政令で定めるものを含む。」を削り、同号を同条第三号とし、同条中第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削る。

第四百四十二条第一項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、主たる定置場所所在の市町村において、その所有者に課する。

第四百四十三条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四百四十四条第一項中「軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第二項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第四百四十六条及び第四百四十七条を削る。

第四百四十八条第四項中「第四百六十三条の七第六項及び第四百六十二条の二十七第六項」を「第四百六十六條第六項」に改め、同条を第四百四十六条とし、第四百四十九条を第四百四十七条とする。

第三章第三節第二款を削る。

第三章第三節第三款の款名及び同款第一日から第三日までの日名を削る。

第四百六十二条の十五（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百四十八条とし、同条の次に次の款名を付する。

第二款 賦課及び徴収

第四百六十三条の十六（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百四十九条とする。

第四百六十二条の十七（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十条とする。

第四百六十二条の十八の見出し及び同条第一項から第四項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十一条とする。

第四百六十二条の十九（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十二条とする。

第四百六十三条の二十の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十三条とする。

第四百六十三条の二十一の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に、「第四百六十三条の十九」を「第四百五十二条」に改め、同条を第四百五十四条とする。

第四百六十二条の二十二の見出し及び同条第一項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第三項中「第四百六十三条の十九第一項」を「第四百五十二条第一項」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十五条とする。

第四百六十三条の二十三（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十六条とする。

第四百六十三条の二十四の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第四百六十三条の十七」を「第四百五十二条」に、「この款」を「この条、次条第一項及び第四百六十条」に改め、同条第二項中「第四百六十三条の十七」を「第四百五十二条」に改め、同条を第四百五十七条とし、同条の次に次の款名を付する。

第三款 督促及び滞納処分

第四百六十三条の二十五の見出し及び同条第一項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十八条とする。

第四百六十三条の二十六の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十九条とする。

参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第二号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
日次中「第七十一条の二十五」を「第七十一条の二十四」に、「市町村に対する交付(第七十一条の二十六)」を「清算及び交付(第七十一条の二十五・第七十一条の二十六)」に、「第百五十五条を「第

百五十四条」に、
第二款 課税標準及び税率(第百五十六条―第百五十八条)
第一目 課税標準及び税率(第百五十六条―第百五十七条)
第二目 申告納付並びに更正及び決定等(第百五十七条―第百五十八条)
第三目 督促及び滞納処分(第百五十八条―第百五十九条)
第四目 市町村に対する交付(第百五十九条の六)

第二款 賦課及び徴収(第百五十五条―第百六十五条)
第一目 賦課及び徴収(第百五十五条―第百五十七条)
第二目 督促及び滞納処分(第百五十七条の十九―第百五十七条の二十四)
第三款 環境性能割
第一目 課税標準及び税率(第百五十二条―第百五十三条)
第二目 申告納付並びに更正及び決定等(第百五十三条―第百五十四条)
第三目 督促及び滞納処分(第百五十四条の五―第百五十四条の十四)

第二款 賦課及び徴収(第百六十二条―第百六十五条)
第一目 賦課及び徴収(第百六十二条―第百六十三条)
第二目 督促及び滞納処分(第百六十三条の二十一―第百六十三条の二十四)

第二款 賦課及び徴収(第百六十二条―第百六十五条)
第一目 賦課及び徴収(第百六十二条―第百六十三条)
第二目 督促及び滞納処分(第百六十三条の二十一―第百六十三条の二十四)

第二款 賦課及び徴収(第百六十二条―第百六十五条)
第一目 賦課及び徴収(第百六十二条―第百六十三条)
第二目 督促及び滞納処分(第百六十三条の二十一―第百六十三条の二十四)

第二款 賦課及び徴収(第百六十二条―第百六十五条)
第一目 賦課及び徴収(第百六十二条―第百六十三条)
第二目 督促及び滞納処分(第百六十三条の二十一―第百六十三条の二十四)

第二款 賦課及び徴収(第百六十二条―第百六十五条)
第一目 賦課及び徴収(第百六十二条―第百六十三条)
第二目 督促及び滞納処分(第百六十三条の二十一―第百六十三条の二十四)

第二款 賦課及び徴収(第百六十二条―第百六十五条)
第一目 賦課及び徴収(第百六十二条―第百六十三条)
第二目 督促及び滞納処分(第百六十三条の二十一―第百六十三条の二十四)

第二款 賦課及び徴収(第百六十二条―第百六十五条)
第一目 賦課及び徴収(第百六十二条―第百六十三条)
第二目 督促及び滞納処分(第百六十三条の二十一―第百六十三条の二十四)

第二款 賦課及び徴収(第百六十二条―第百六十五条)
第一目 賦課及び徴収(第百六十二条―第百六十三条)
第二目 督促及び滞納処分(第百六十三条の二十一―第百六十三条の二十四)

2 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科す。
3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十二條の四第一項中「記録命令付差押え(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえること)を「電磁的記録提供命令(次の各号に掲げる者に對し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令(提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものに限る。))」に改め、同項に次の各号を加える。
一 電磁的記録を保管する者 次イ又はロに掲げる方法
イ 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法
ロ 電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二 電磁的記録を利用する権限を有する者(前号に掲げる者を除く。) 同イ又はロに掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。)
第二十二條の四第七項中「交付して」を「提供して」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。
10 許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならぬ。
一 当該許可状が書面による場合 当該裁判官が記名押印すること。
二 当該許可状が電磁的記録による場合 当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したとき)併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。をとりとこと。

地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、第三項の許可をするときは、許可状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載し、又は記録しなければならぬ。
第二十二條の四第五項中「前項」を「第五項」に、場合によっては「場合において、許可状を発するときは」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「一次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項、発付」に改め、「裁判所名」の下に「その他最高裁判所規則で定める事項」を加え、自己の記名押印した」を「又は記録した」に、「交付しなければ」を「発しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。
一 当該許可状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を返還しなければならない旨
二 当該許可状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず当該徴税吏員の使用に係る電子計算機から許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を当該裁判官に提出しなければならない旨

第二十二條の四第五項を同条第八項とし、同条第四項中「及び第五項」を「から第八項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。
6 許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。
7 当該徴税吏員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

第二十二條の四第五項を同条第八項とし、同条第四項中「及び第五項」を「から第八項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。
6 許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。
7 当該徴税吏員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

第二十二條の四第五項を同条第八項とし、同条第四項中「及び第五項」を「から第八項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。
6 許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。
7 当該徴税吏員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。

第二十二條の四第五項を同条第八項とし、同条第四項中「及び第五項」を「から第八項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。
6 許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。
7 当該徴税吏員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。